

令和4年 2月18日開会

令和4年 3月24日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和3年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 2月18日（金曜日）	
1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第2日目）	5
5. 開会	7
6. 開議	7
7. 会議録署名議員の指名	7
8. 諸般の報告	7
9. 会期の決定	7
10. 第1号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	
第4号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 補正予算（第2号）	
第5号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の締結について	
（1）提案理由の説明	12
（2）質疑	13
（3）討論	14
（4）採決（賛成多数・可決）	15
14. 散会	16

第2日 3月24日（木曜日）

1. 出席議員	10
2. 出席説明員	11
3. 職務のため出席した職員	11
4. 議事日程（第2日目）	12
5. 開議	13
6. 一般質問	
ア、石井通春議員	13
イ、杉田源太郎議員	21
7. 第1号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	
第4号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 補正予算（第2号）	
第5号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の締結について	
(1) 質疑	34
(2) 討論	34
(3) 採決	
ア、第5号議案 （賛成総員・可決）	34
9. 閉議・閉会	35

令和4年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期2月18日（金）から3月24日（木）までの33日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月18日	金	本会議第1日（午後3時30分～） ○開会・開議・会期決定・副議長の選挙 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時50分～） ○議員全員協議会（午後3時10分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
2月19日	土	休日
2月20日	日	休日
2月21日	月	休会
2月22日	火	休会
2月23日	水	天皇誕生日
2月24日	木	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
2月25日	金	休会
2月26日	土	休日
2月27日	日	休日
2月28日	月	休会
3月1日	火	休会
3月2日	水	休会
3月3日	木	休会
3月4日	金	休会
3月5日	土	休日
3月6日	日	休日
3月7日	月	休会
3月8日	火	休会
3月9日	水	休会
3月10日	木	休会

3月11日	金	休会
3月12日	土	休日
3月13日	日	休日
3月14日	月	休会
3月15日	火	休会
3月16日	水	休会
3月17日	木	休会
3月18日	金	休会
3月19日	土	休日
3月20日	日	休日
3月21日	月	春分の日
3月22日	火	休会
3月23日	水	休会
3月24日	木	<p>本会議第2日（午前10時～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

2月18日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
2番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
3番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
4番	松島和久	議員	（焼津市議会議員）
5番	遠藤久仁雄	議員	（藤枝市議会議員）
6番	松寄周一	議員	（藤枝市議会議員）
7番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
8番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
9番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	渋谷英彦	議員	（焼津市議会議員）
12番	青島悦世	議員	（焼津市議会議員）
13番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
16番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	松 田 兼 利	
消 防 長	松 浦 一 仁	
消 防 次 長	大 橋 充	

○監 査 委 員

大 畑 秀 久

○職務のため出席した職員

書 記 長	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局長)
次 長	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼務議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和4年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和4年2月18日（金）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告書の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 第1号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計予算

日程第3 第2号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

日程第4 第3号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3
号）

日程第5 第4号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第2号）

以上 4件一括上程（提案理由の説明のみ）

第6 散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（池谷和正議員） 皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年3月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

今期定例会の会議録署名議員には、3番 石田江利子議員、13番 藪崎幸裕議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類2件を受理しております。

この報告事件及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域監第10号 令和3年11月分 例月出納検査結果報告書
- 2 志太広域監第11号 令和3年12月分 例月出納検査結果報告書

○議長（池谷和正議員） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの35日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの35日間と決定いたしました。

なお、お諮りします。会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定いたしました。

日程第2. 第1号議案、令和4年度志太広域事務組合一般会計予算から、日程第5. 第4号議案、令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま議題となっております議案4件につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案、令和4年度志太広域事務組合一般会計予算についてです。一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ63億1,100万円とするものであります。前年度当初予算に比べ3億4,400万円、5.8%の増加となっております。

歳入の予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金が58億8,283万6,000円、ごみ処理手数料など使用料及び手数料が2億4,270万2,000円、クリーンセンター整備及び防衛施設周辺消防施設設置事業に係る国庫支出金が2,880万2,000円、消防学校派遣職員人件費負担金など県支出金が2,711万5,000円、（仮称）クリーンセンター整備及び消防車両等の整備に係る組合債9,360万円を計上しております。

歳出予算の主なものは、議会費、一般管理費及び企画費が1億9,292万3,000円、斎場会館管理費が1億5,306万1,000円、清掃総務費が1億1,245万8,000円、高柳・一色の両清掃工場・リサイクルセンターに係るごみ処理費が16億9,374万9,000円、最終処分場に係る最終処分費が2,758万7,000円、藤枝・大井川の両環境管理センターに係るし尿処理費が10億8,690万4,000円、クリーンセンター整備事業費が3,459万3,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費が24億6,386万4,000円、消防車両の整備に係る消防施設費が1億1,848万8,000円、組合債の償還に係る公債費4億1,737万3,000円を計上しております。

なお、地方自治法第214条の規定による債務負担行為、同法第230条第1項の規定による地方債につきましても、所要の措置を講じております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づき、引き続き、ごみ処理施設とし尿処理施設の適正な運営管理を安全かつ安定的に行います。

また、組合創立50周年に当たるため、式典等の記念事業を実施いたします。

クリーンセンター整備につきましては、環境影響評価事後調査業務委託などを実施し、引き続き、地元の皆様や関係の皆様の協力を得ながら着実に進めてまいります。

藤枝・大井川の環境管理センターにつきましては、旧施設の解体作業を安全に進めてまいります。

志太消防本部につきましては、新型コロナウイルス感染拡大が続いておりますが、厳格な感染対策を講じた運営を行っており、圏域住民の安心・安全のため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、第2号議案、令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,080万円とするものです。前年度当初予算に比べ1,360万円、6.3%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金が2億1,181万5,000円、授業料及び入学検定料等など1,712万5,000円を計上しております。

歳出予算の主なものは、学校の運営管理及び看護師養成に要する経費の看護専門学校費2億2,980万円を計上しております。

看護専門学校は、開校以来1,094人の卒業生を志太榛原地域に送り出し、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。これからも志太榛原地域の医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かで実践力を備えた看護師の育成に努めます。

次に、第3号議案、令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算からそれぞれ2億4,089万7,000円を減額し、予算総額を67億1,525万3,000円とするほか、地方債につきまして、所要の補正を行うものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、県支出金を1,255万3,000増額し、一方で、分担金及び負担金を2億3,134万2,000円、使用料及び手数料を648万5,000円、国庫支出金を619万3,000円、組合債を960万円それぞれ減額するものであります。

歳出予算では、衛生費を1億7,758万5,000円減額。内訳は、斎場会館及び清掃の職員人件費ほかの減が1,473万3,000円、ごみ処理費の減が1億2,900万円、クリーンセンター整備事業費の減が3,385万2,000円、消防費を3,920万9,000円減額、公債費を2,410万3,000円減額するものであります。

次に、第4号議案、令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出予算の総額からそれぞれ409万1,000円を減額し、予算総額を2億1,175万9,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、諸収入を168万円増額し、一方で、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金を409万1,000円、使用料及び手数料を168万円減額するものであります。歳出予算では、看護専門学校費を409万1,000円減額するものであります。

以上、議案4件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池谷和正議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午前10時12分散会

3月24日（木曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
2番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
3番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
4番	松島和久	議員	（焼津市議会議員）
5番	遠藤久仁雄	議員	（藤枝市議会議員）
6番	松寄周一	議員	（藤枝市議会議員）
7番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
8番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
9番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	渋谷英彦	議員	（焼津市議会議員）
12番	青島悦世	議員	（焼津市議会議員）
13番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
16番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	松 田 兼 利	
消 防 長	松 浦 一 仁	
消 防 次 長	大 橋 充	

○監 査 委 員

大 畑 秀 久

○職務のため出席した職員

書 記 長	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局長)
次 長	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼務議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和4年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和4年3月24日（木）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 諸般の報告

（1）管理者提出追加議案の受理について

（2）令和3年度定期監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書の受理について

第3 日程第1 一般質問

第4 日程第2 第1号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

第3号議案 令和3年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3
号）

第4号議案 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第2号）

以上 4件一括（討論・採決）

第5 日程第3 第5号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の締結につ
いて

以上 1件（質疑・討論・採決）

第6 閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（池谷和正議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問を行います。

これより、順次発言を許します。

まず、1番 石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

クリーンセンター契約に関して質問いたします。

長年の懸念事項でございました新清掃工場クリーンセンターも、いよいよ契約となり、今後、工事が進められることになりました。運営を含めて、今後30年間、334億もの巨額の契約案件です。市民の立場から適正なものかどうかを議論していきたいと思っております。

今回、応募してきたのは株式会社タクマ1社のみです。これは、もともとそういう事業を担う立場の会社がそれほど多くありませんので、競争が働かないという点は、一点仕方ない面もあろうと考えます。だからといってスルーにせず、これから提案されます契約案件の議決をもって工事着手となるのですから、内容がどうか、この議会で確認するのは当然だと思っております。

まず、契約の内容についてです。

3月8日に組合から契約の説明を受けました。しかし、この期に及んでも正式な契約書が確認できておりません。その際、説明を受けたのは、主に運営面で強化されているという点でした。議決をするのに最低限必要なのは、この契約書であります。巨額な事業でありますので、そこは最低限必要だと思います。この段階で、この契約書はどこで確認できるというのでしょうか。

2点目は、審査講評の点です。この事業者を決定するのは、機関としては、組合の中にあります廃棄物処理施設整備事業者選定委員会というところです。この委員会のメンバー、全国都市清掃会議の技術指導部長が委員長となっておりまして、学識経験者と、

それから両市の副市長と、そして環境部長からなりますのが委員のメンバーです。令和元年から事業者からのヒアリングを始めて、六度にわたりまして審査を行っており、今回の決定に至っております。

この審査の主な内容ですけれども、価格面以外に、特に運営面において重点を置いておりまして、全点100点満点中60点を占めるのが運営面の点数です。これはDBO契約の中身となっておりますけれども、審査会は、このタクマに対して、ほぼ合格を出しましたのが令和3年12月24日。この日付で作成いたしました審査講評というものも公開されておりますけれども、これによりまして、運営面の、60点満点なんですけれども、タクマが獲得した点数は37点でありまして、100点満点にいたしますと5割強、61点という換算になります。この点数でも合格となっているわけですね。当然、その加点対象となりませんでした残りのこの23点というところは、組合が望むところに達していなかったということが言えるわけなんですけれども、これは、どの部分でこうした問題がありまして、それに対して改善対策等はなされているのかと。

さらに言えば、これだけのこの巨額の事業でありますので、事業者の提案に対する評価を可能な限り公表すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えいたします。

初めに、クリーンセンター契約についてのうち、契約書の確認についてですが、組合ホームページにて、令和3年5月31日に公表した（仮称）クリーンセンター整備・運営事業の入札公告において、契約書類等を掲載しております。

次に、提案の問題点や改善についてですが、事業者選定委員会の審査結果及び公表では、要求水準書の内容は達成されているとともに、代表企業の豊富な経験とノウハウは十分に盛り込んでおり、提案は具体的かつ実現性がある優れた内容であると評価されております。また、意見として、地域住民との対話や地元雇用の確保などの要望がございました。

次に、提案に対する評価の公表についてですが、本組合のホームページにて、落札者の決定に併せ審査講評などを掲載し、公表しております。

以上、石井議員への御答弁とさせていただきます。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） まず、契約書の存在というか中身ですけれども、令和3年の5月31日にクリーンセンターの整備・運営事業の契約書類等を公開している中に、建設工事請負仮契約書（案）というものがあるわけですね。これが土台となっているというふうに思いますけれども。これは、仮契約書（案）ですけれども、令和3年5月31日。これがこのまま契約書ということで解釈してよろしいかどうか。

○事務局次長（松田兼利） 事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） 石井議員にお答えいたします。

令和3年5月31日に入札公告に併せまして公表しました契約書（案）でございますが、これに令和3年7月2日に公表いたしました募集要綱に関する質問・回答の内容を、これを修正したものが現在の契約書となっております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） その契約書（案）というものが土台となって、これに対する業者から質問が幾つあって、それによって回答した、7月2日にその回答書といったものを添付というか、形を出して、それが契約書という形になるわけで、基本的には、こうしたところのちょっと補足的なものがあるというふうに思っています。

質問・回答書の中身も、私、ちょっと確認をいたしましたけれども、実にいろいろなことを業者が言ってきておりまして、知らないことの確認の質問なんかも結構見受けられましたけれども、何とか都合いいように、その業者にとって、当然だと思えますけれども、都合いいようにしていくというのが、この質問・回答書の中でも見受けられます。

例えば、組合の要求水準書によりますと、湯沸器は都市ガスでなければいけないというところがあるんですけれども、それに対して組合は、電気式にしたときには、これを不要と認めるといったところも、一点そういう譲歩なんかもあるんですけれども、一方では、住民クレームの処理を、業者は、それは組合がやってくれというものも言っておりまして、それは駄目だと。基本的には、その事業者が対応して、どうしようもないときには組合がフォローすると回答もしているようなところもありまして、一定程度、基本

的にはその業者にとって言うがままになってないというところも回答書の中では確認ができていたというふうに私は見ました。

それらを加味したものが正式な契約書になるということなんですけれども、契約書の根幹は、そうしたところよりも、令和3年3月に組合が定めました要求水準書と呼ばれます非常に分厚い中身です。これが根幹をなすものです。組合が業者に対して、これだけはしなさいと要求を出している。令和3年の3月にこれは出されています。

業者も当然この要求水準書に対して多くの質問を投げかけておりますけれども、この要求水準書の位置づけは、この要求水準書によりますと、組合が事業者の募集・選定にあたって、ちょっと中略いたしますが、整備する施設に関する設計施工業務、運営業務に関して、組合が事業者に対して要求する指標やサービスの水準を示したものであるというわけですから、これが根幹です。

先ほどの仮契約書の案の第1条には、組合が定めておりますけれども、発注者、つまり組合及び請負者、事業者ですね、発注者及び請負者は、本事業の要求水準書及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。第1条にそれが書いてあります。

問題は、この要求水準書どおりの設計ですとか運営といったものを、これからこの契約をすることによって、どう行っていくって、組合はこれが達成されているかということを確認するかということに尽きると思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○事務局次長（松田兼利） 事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） 確認等の方法というか、そういう方法についての御質問と思いますが、組合のほうで、今後、設計施工監理業務等の委託によりまして、専門的な技術支援をまず受けさせていただきたいと思います。そうした中で、組合職員が要求水準書等の実行や運営等のモニタリングを通じまして確認していくこととなります。

要求水準書の内容につきましては、かなり専門的な内容、それから、プラントの設計施工監理に対しまして、それこそ生涯をかけてその勉強をしているような、そういうような人でないと、確認が難しいところもございますので、そうしたところを含めまして、アドバイスを受けながら対応していくものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 実行できるかどうかといったことを、別の業者の委託によって、専門なところだと思いますけどもね、そこによって確認していくということですね。

本来であれば、これは、委託を信頼しないわけじゃないんですけども、本来であれば、直営としてやれるようになれば、そこはそこで一番確実だというふうに思うわけなんですけども。

要求水準書には、こうも書いてあります。要求水準書に明記されていない事柄であっても、創意工夫で上回る提案を妨げるものではないと。だから、もっと上を目指してもいいですよと言っているわけですね、組合はそこまで言ってるわけです。

ですので、その要求水準書以上を進められるように、この確約すべきだと思いますけども、いかがですか。

○事務局次長（松田兼利） 次長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） この提案の内容につきましては、当然要求水準書を上回る提案であったということで評価されております。

そうした内容につきましてでございますけれども、当然、組合につきましても専門技術者を配置して、それで事業者が作成する、今後作成されます実施設計書、これらを詳細なチェックを行いながら事業を進めてまいります。

また、要求水準書につきましては、契約事項でありますので、確実に実行するような、そういった対応で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 要求水準書は契約であると。それを確実に実行していくということですね。非常に大事な答弁であるというふうに思います。

それから、審査講評についてです。これは、結局、業者が出します提案に対しまして、先ほど言いました6人のメンバーが審査するというものでございますけれども、決定機関ですね、業者を決定する機関です。その決定した審査講評といったものが令和3年12月24日に公開されておりますけれども、結局、私が通告で聞きましたのは、運営面において60点ですね。あと40点は価格、それで100点満点なんですが、運営面ですね、60点満点中37点であったということですね。これは、これで合格というふうになっているわ

けなんですけれども、点数だけ見れば、ちょっとそこは、はい、そうですかとはいちよつとなかなかならないというふうに思います。管理者のお答えでは、問題もなく、代表企業の豊富な経験とノウハウが十分盛り込まれて、優れた内容であると評価したというお答えはあったんですが、私が聞いているのは、この達成点ですね。60点のうち37点というのはちょっと低いじゃないかということなんです、この点についてのお答えは、もう一回お願いしたいと思います。

○事務局次長（松田兼利） 事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） 37点の評価でございますが、提案審査前に行いました基礎審査におきまして、提案内容につきましては要求水準書を満たしておることを確認しておりますので、この時点で問題もなく、改善の必要もない提案でありますので、合格となります。

次に、提案の審査の非価格部分の採点につきましては複数の提案から最優秀提案者を選定するためのもので、満点からの減点制ではなく、加点制としまして、項目ごとに5段階評価により採点をされております。

提案内容の37点の加点は、具体的かつ実効性のある優れた提案として評価されております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 今のお答えの審査講評書にもちょっと基準が書いてありまして、もう一度、私のほうでもちょっと確認をいたしますが、AからEという評価、ABCDEの評価で、今回、Cですね。そのCは、Cでも、この要求水準書を超える具体的かつ現実的な提案があり一定の効果が期待されるというわけで、これはEでも合格なんですね。Eでも合格なんだけれども、要求水準書を満たす提案だと。C、今回Cですね。Cでありますので、当然Aが一番いいんですけども、そのCでも要求水準を満たした上に、超える提案があるというところの点数であるという方式ですね。だから、減点方式というわけではないという、Eが出発点であるということですね。そういう仕組みであるということが分かりました。そういうことだというふうに思います。

これだけの巨額の事業でありますので、当然、その審査講評の選定委員会の議論がどうであったかと。結果は出ていますが、議論はどうであったというのは、議事録といっ

たものが当然確実なものだというふうに思うんですけども、この公開を求めておりましたが、公開されたのは昨日なんですね。しかも要旨しか出てませんで、ですから、ちょっとそこは確認が、信頼しないわけじゃないですけども、ちょっと確認ができないというところがあります。

そういう中で、審査選定委員会が総括という形で、令和3年12月24日に終えているんですが、審査会終了後に、委員長が今後の課題といったものを6点指摘して、事業者に求めるという形で、それを置いてるわけなんですけど、これは、そういう6点はその審査会の中で結構問題となった裏返しではないかなというふうに思います。議事録は見えませんが、そういうところが見てとれるんですけども。

6点は、1点目はごみの量ですね。ごみ量、ごみ質の変動は、社会情勢の変化に柔軟に対応した運営と適切な長寿命化総合計画によって、運営期間終了後の組合の財政負担軽減に努めなさいと。だから、施設を長寿命化しようということですね。

2つ目、隣接地の別途発注する工事への協力、施設デザイン等、近隣住民と共に検討を進めなさいと。

3点目が、繁忙期における搬入車両の調査と安全確保対策をなさいと。

4点目は、排ガスに対して、組合と十分な協議のもと、情報提供も含めた最適な運用方法を実施しなさい。

5点目は、環境学習計画においても、燃やすごみのほか、資源ごみも含めたごみの総合学習ができるようにして、大人数でも対応できて、最新の技術力を意識し、陳腐化しないように見直しをすると。

最後は、地元発注額・発注量や地元雇用人数は、提案からさらに上積みができるように事業を実施することということのこの6点を、この選定委員会は、最終的な審査等に合格はしましたけども、今後、これを進めるように、総評として書いているわけですね。

ですから、これら6点、いろいろ私申し上げましたが、結構大事なことだと思います。これらが着実に実施できるように、組合としても今後対処していくべきだと思いますけども、いかがですか。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） こちらの総評での6点、これにつきまして、これは当然、選定委員からの御意見でございますけれども、組合につきましては、これを確実に実行さ

せるようにしなければならないと思っております。こうしたことから、この指摘内容を確実にを行うように、組合としても今後指導してまいります。また、指導だけではなくて、事業を行っていくには良好なパートナーシップ、これを構築することによりまして、事業目的の達成に向けて協働して取り組む必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 先ほども言いましたけども、ちょっと議事録といったものが見えませんが、どういう協議がされたかというのを確認できないんですけども、今、お答えでは、私が、さっきの6点の問題は非常に大きい問題であるということですね。今の部長のお答えでは、確実にいけるように指導していくと。あとは良好な関係築いて協働して取り組んでいくという当たり前のようなことを答えていらっしゃいます。これは結構大事なことなんですけれども、この確実にいけるように指導するとか、こういうことはどう具体的に進められるかということは、今、出せませんでしょうか。

○事務局次長（松田兼利） 議長、事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） 現時点につきましては、提案の内容となっております。概要的な、こんな景観にしたいとか、施設の能力はこうしたいとか、そういった能力的なものの提案を受けております。今後、こういった取組をする中で、事業着手に向けましては、地域の皆さんの御意見とかいろいろそういったものをお聞きしながら、また丁寧な御説明させていただきながら対応する必要がありますけれども、そういった、これから調査設計、それから性能試験等のその段階段階で、きちりこういうことを確認していくと、そういうことが必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 長きにわたることでもありますし、かなり膨大な作業というか、工期・運営ですので、今の段階ではそのぐらいかなというふうに思いますけれども、段階段階を踏んで、そうしたことが着実にいけるように確認していくというようなお答えであったというふうに思っております。

本来、先ほどもちょっと言いましたが、直営で行えば、一々そうした事業者とか委託業者の取組をこの場で確認する必要もなく、主体的に組合のほうで無駄遣いをなくすよ

うな行動ができるはずだというふうに思います。それは今後、再々言うておりますけども、派遣という形ではなくて、かつておりましたプロパー採用などを事務系からも含めて、専門職を育てるような取組を進めていくことが必要かなというふうに考えておりますけれども、今回の質問である程度、今後の課題としてのそういう点もあるというふうに感じておりますけれども、契約の中身が一定程度確認できたというふうに思いますので、以上で私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池谷和正議員） 次に、8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番 杉田源太郎。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 共産党の杉田源太郎です。

それでは、個別搬入可燃ごみの費用とごみの取扱いについて、お伺いいたします。

昨年の3月議会で個別搬入可燃ごみの搬入量と手数料について質問させていただきました。焼津市では約2万4,000トン、藤枝市では2万2,000トン、持込み等で1万6,000トン。これは、組合の概要から見ると、過去5年間、ほぼ横ばいの状況です。衛生手数料、高柳清掃工場分、持込み分、この処理費用として2億1,629万5,000円、令和3年度の一般会計予算では2億1,654万6,000円でした。僅かですけれども減少しています。

そこで、質問です。

（1）令和4年度の一般会計予算2款2項1目で衛生手数料及び可燃ごみの処理費について。

（ア）許可業者の持込み分の検査を多くすること。その結果を二市に報告。その努力を重ねたことにより、この令和3年度の持込み分が減少傾向にあるということを確認したいと思います。

（イ）許可業者、その持込み分の検査を報告することにより分別の改善はされているのでしょうか。

（2）二市との連携によるごみ減量、資源化についてお伺いします。

一般廃棄物処理基本計画があり、組合と二市の連携についてということで、石井議員の以前の一般質問に対し、ごみ減量推進会議が定期的開催され、情報を共有し、二市とも減量に努めているとの答弁がされておりました。それに対して、どちらかがやれない

ことがあれば、それを検証していくことがなければならないのではないかと石井議員からの指摘がありました。

資源化の問題も含め、新たな取組について、事業系のごみ削減、それに向けて二市と共に努めていくという答弁がありました。二市、そして持込みのその可燃ごみの量、これは横ばい状態が続いています。この1年間はどうのようなことがこの組合で進められてきたのでしょうか。

次に、リンの回収についてお伺いいたします。

昨年3月議会で、リンの回収・抽出回収、この売払いについての質問に対し、汚泥処理の過程で回収され、肥料業者へ売却予定との答弁がありました。来年度の予算、この案の中で、物品売払収入として533万4,000円が計上されています。

歳入5款2項1目物品売払収入についてお伺いします。

(1) 令和3年度の物品売払収入、2月末現在で結構ですけれど、その内訳についてお伺いします。

(2) 藤枝環境管理センター、そこでは、いわゆるMAP方式、マグネシウムの添加剤によってやる方法、それと、大井川の環境管理センター、カルシウム等の添加で行えるHAP方式。おのおの汚泥運搬量、リンの回収量、そして、収入は幾らだったのでしょうか。

(3) 売払価格は幾らだったんですか。また、それらは、こういうことをやっている他市町と比較してどうなのか、お伺いいたします。

(4) リンの回収事業の改善点、そして、今後の課題はどうなのか、お伺いいたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、令和4年度衛生手数料及び可燃ごみ処理費の高柳清掃工場分についてですが、志広組による継続した搬入物検査や二市による指導の徹底等により、持込み分と事業系のごみ搬入量が穏やかに減少しているため、令和3年度に2億1,654万6,000円であった当初予算額は、令和4年度では2億1,629万5,000円としております。

次に、分別の改善についてですが、搬入物検査で不適物の混入を発見した場合は、収

集運搬許可業者への分別指導に加え、運搬を依頼する排出事業者へも二市と連携し適正な分別指導を行っており、改善が図られていると考えております。

次に、事業系のごみ削減への今年度の取組についてですが、搬入物検査の対象を、収集運搬許可業者に加え、新たに直接搬入する排出事業者に対しても実施しております。不適切な分別の事業者及び収集運搬許可業者には、二市と連携して指導を継続し、適正な分別の協力の周知をしてきたところでございます。

次に、リンの回収についてのうち、本年度物品売払収入内訳についてですが、当初予算額198万1,000円に対して、2月末現在の調定額は484万9,512円であります。内訳は、鉄製資源化物が442万1,604円、非鉄金属が9万585円、無色・茶色ガラス瓶が33万7,323円であります。

次に、汚泥運搬量及びリンの回収量と収入についてですが、2月末現在のし尿・汚泥搬入量は、藤枝環境管理センターが3万9,235キロリットル、大井川環境管理センターが5万1,234キロリットルでございます。また、リンの回収量は100キログラムであります。

回収したリンは、配布の要望があった近隣住民に無料で配布する予定となっておりますので、現時点での売却による収入はございません。

次に、リンの売払価格と他市町との比較についてですが、リンの回収量が少ないため、売払価格を他市町と比較することができませんが、地元の肥料製造業者の希望価格は1トン当たり1万円程度であります。

次に、リン回収事業の改善点などについてですが、し尿浄化槽汚泥からリンを資源化する施設は先進的なものであり、全国的に少ない状況にあります。令和3年4月から本格稼働した本施設においても、貴重なリンを再資源化できるよう努めてまいります。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 御答弁いただきました。

再質問させていただきます。

まず、1番目の許可業者への指導、これは、二市による徹底した指導という今、御答弁でした。ここは、組合からも具体的にその業者のほうには指導しているということでもよろしいですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 御答弁させていただきます。

志太広域事務組合からも文書や口頭にて指導を行っております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 先ほどの答弁の中で、その許可業者、許可業者にはそれをやるけれど、その答弁の中で、その許可業者が取り扱っている企業があると思うんですけど、その企業というのは1つだけじゃなくて、多分聞き取りの中でも複数の、それも藤枝、焼津またがった事業所等、回っている許可業者もありますよというふうに聞きました。そのときに、各二市にまたがっているところ、1つの許可業者が、回っている企業ですか、そこのほうにも各市町から別個で個別に、そして、組合からも指導がされてる、そういうことでよろしいですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 今、杉田議員からございましたけれども、そのとおり、両方にしております。また、先ほどちょっとありましたけれども、排出業者につきましても、今現在、指導をしているところでございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 前回、去年のその3月のときの答弁で、まだ、これについては持込みのほうの業者、許可業者ですか、そのほうの定期的な検査というものがまだ始まったばかりだと言うもので、それがちょっと僅かかもしれないけれど、先ほどの答弁もありましたが、それによって多分減少している可能性があるということで、これはまた、その次の年度、そういうところなんかでも、またデータ等で確認をさせていただきたいと思います。また資料のほう、よろしく願いいたします。

次に、（2）のほうですけれど、一般廃棄物の処理基本計画、この中で、組合が主体になって、二市と連携をして、その減量についての議論がされているということだと思っておりますけれど、この中で、何か具体的な取組というのがどんなふうに行われているのかというの、内容がちょっと分からないんですけれど、それについて説明ください。

○事務局長（曾根俊則） 議長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） お答えいたします。

いわゆる協業者の関係の指導の関係だと思うんですけども、具体的にはどういうことかということかと思えます。

まず、二市と高柳清掃工場で文書や口頭にて指導を行っております。また、必ず収集運搬業者には、運搬する委託事業者につきましては、廃棄物の取扱責任者の設置やごみ袋の事業者名の記入等の協力をお願いしているところでございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 質問がちょっと違ったかな。私がちょっと聞きたかったのは、今、組合で二市と連携して、この基本計画について、それに基づいて定期的にその情報を共有していろいろやってるというふうに聞いています。その中身がちょっとよく分からないので、そこについて聞きたかったんです。

○事務局長（曾根俊則） 議長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 二市との、二市というより、志広組との指導の関係の相関といましようか、そういう形でもよろしいですかね。

それこそ、二市で文書で指導した結果を組合のほうにも提出いただきまして確認をしているところでございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 最初の質問のところでも申し上げましたけれど、そういう答弁に対して、前回も石井議員の質問に対して同じような答弁があったと思います。でも、それに対して、先ほども言いましたけれど、各両方の市町、重点の置き方というのは多分違うと思うんですよ。自分たち、藤枝市はこういうところに重点を置きながらやっている、焼津市はこういうところに重点を置きながらやっている。その報告は、それはそれでいいんですけど、どちらかがやられてないこと、そういうことをやってるなというふうにやったら、焼津市のやってることを藤枝市ではこれをやってないから、それをどういうふうに検討してみようだとか、藤枝市のやっていることを焼津市としてはやってないけれど、それをどういうふうに検討していくと全体のごみの減量が進んでいくのか。ただ、焼津市はこうやってるよ、藤枝市ではこうやってやってるよという、その報

告を受けて、この連携されての定期的な会議というんですか、減量推進会議、これだけじゃいけない。これは、あくまでも組合が主体となってやっているのではあれば、当然その二市がやっていることに対して、こういうことを今、焼津市ではやっているけど、あるいは藤枝市でやってるけれど、そういうものについて、こういうふうによればいいのか、ああいうふうによればいいのかとか、そういう議論がこの中でされなければいけないんじゃないかなと、石井議員の質問に対する答弁の中で私はそう感じていました。だから、それについてどんなふうに計画されているのか、それを聞きたかったんです。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） それぞれ二市の関係の施策につきましては、もう組合ももちろん、先ほど言いました、会議をやっておりますけれども、それぞれの市の施策によってお任せをしているような形でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） やっぱり同じになっちゃうと思うんですけれど、組合が主体となって、二市とのその情報を共有しながら、先ほども言ったように、両方、どちらかも重点を置きながら、このごみの減量について努力されていると思います。減量のその努力されていることに対し、ここはこういうところで頑張っているけれど、このところは焼津市さんではできませんか、あるいは藤枝市さんではできませんかというような、そういうことがこの協議会、このごみ推進会議ですか、これがやらなければいけないことであって、どういうふうにお互いやったのかというのを、その説明、その報告を受けて、それでよしにしちゃいけないと思うんですけれど、今後の取組としてはどうですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） ちょっと、今、先ほど御答弁申し上げましたけれども、その中で、二市のいいところにつきましては、取り入れるような形でもってできればなとは思っておりますけれども、今現在につきましては、それぞれの市でもってやらせていただいているという形でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 現在のところはやってる、だから、これからのことについて、令和4年度以降については、今まではそうやっていたけれど、やっぱりそういうできる

こと、こういうふうにやればできるんだよ、こういうふうに、例えば、その施設の問題だとか、そういう技術的な問題で、その違いがあるところで、ああ、これはそういうふうにやりたいけどできないなとか、そういうものはそれでしょうがないと思うんですけど、そういう技術的にできないところはしょうがないけれど、やれるところはこういうふうにもっと推進しようじゃないかというのは、それは二市がおのおのやってることですという、それで終わってちゃいけない。それがこの組合の役目だというふうに思いますので、それは来年度以降、このごみ減量の推進会議、その中でやってもらいたいと思います。

じゃあ、次に移ります。

リンの回収についてなんですけれど、来年度の予算の中で、物品売払のこの金額の中にはリンが入ってない。そのリンが入ってない理由として、回収量がまだ少ないからだという、そういう御答弁でした。この藤枝のほうで3万9,000キロリットルですか。回収する前のその量ですね。そして、大井川のほうが5万2,000キロリットルぐらいだと。この量の差というのは、これはどこから。

これは、今、焼津は焼津、藤枝は藤枝という形で分けてやっていると思うんですけど、焼津のほうが多いということですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） そうですね、そうでございます。量的には、もう当然ながら藤枝の分につきましては藤枝環境管理センター、焼津市の分につきましては大井川の環境管理センターということで、焼津市のほうが量は多いということでございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） リンの回収量は100キログラムという答弁がありました。これは、藤枝と大井川の環境センターのその割合というか、量的にはどういう分配なんですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 藤枝の環境管理センターのほうが100キログラムで、今現在、大井川の環境管理センター分については資源化ができておりません。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） さっきも言ったMAP方式とHAP方式というのが2つ方式の違いがあって、この大井川のほうはまだ回収できてないっていう、その理由は、この方式に何か問題があるんですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 方式云々ではございませんで、その回収の量、藤枝につきましても100キログラム取れてますけれども、今現在、回収が困難な状況になっています。

その原因の1つと考えられますのが、今現在、それぞれに搬入されます汚泥のリンの濃度が計画の値よりもかなり低くなっておりますので、そこら辺が原因の1つではないかと考えています。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） その汚泥に含まれるリンの量が焼津と藤枝では違うということですか。

○事務局長（曾根俊則） 事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 当初は、たまたま取れたときのリンの含有量は測っておりませんけれども、含有量、想定の中では、190ミリグラム／リットルでございました。それが一番直近で測ったところ、今現在、大井川が33ミリグラム／リットル、それから、藤枝が19ミリグラム／リットルということで、かなりリンの濃度が低いというような状況になっております。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 分かりました。

またその原因だとか、そういうものが分かったら、また教えていただきたいというふうに思います。

全体で、藤枝のほうで回収量が100キログラムで、また1トン当たり1万円という中では、とても売買どうのこうのという、そういうレベルでないというのは、今、確認できました。

これは、窒素、リン酸、カリという、この大きな3つのその要素の中で1つを占めるというところで、これのほとんどが輸入に頼らざるを得ないということで、国のほうで、

こういうことを進めることが言われてきて、施設などから回収されるごとに、リンの回収が進んでいるんじゃないかな。今後の課題になってくると思いますけれど、これからもそういうものが進んでいくというふうにしてもらえればいいかなと思います。

それで、先ほど、応募によって無料で配布しているということなんですけれど、その通知、あるいはその応募の件数というのはどのくらいでしたか。

○事務局長（曾根俊則） 事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 今現在、その準備を進めている状況だもんですから、まだ募集はかけておりません、100キログラムに関してですね。一応、地元の御希望される方に配布をしていきたいと考えております。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今、御希望の地元の方って言いました。地元っていうのは、藤枝で取れたもので、藤枝のというのが地元ということですか。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） そうでございます。藤枝環境管理センターで取れたもののもので、藤枝の環境管理センターの近隣の住民の方ということで想定をしております。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 分かりました。

この100キログラムという量が、農家の人たちが必要な量にどのくらい対応しているかということ、かなりまだ少ないことだと思うんです。これはしようがないかなと思いますけれど、今後、やっぱりどのくらいの量になったら、ずばり100だとか、どのくらいの量まではそうやって募集をかけて配りますよというふうにしていくのか、それについてはどんなふうにご検討をされますか。

○事務局長（曾根俊則） 事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 無償配布も考慮いたしまして、売却の関係ですけれども、ストック量5トンぐらいを想定をしております。このぐらいたまって。とりあえずは、今ありましたように100キログラムありますので、そちらにつきましては、まず先に御希望のところへ配布という形でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解しました。

これからもどのくらいの回収量になっていくのか、そういうものを、この方式によるもの、何か問題があるのかどうか、地域によって、何でこんな差があるのかっていう、そういうものも逐次結果を確認させていただきたいと思いますので、今後よろしく願いたいしまして、一般質問を終わります。

○議長（池谷和正議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池谷和正議員） 日程第2. 第1号議案、令和4年度志太広域事務組合一般会計予算から、第4号議案、令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括して議題といたします。

ただいま上程中の4議案に対する質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の4議案に対して、討論のある議員は議長まで通告願います。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の4議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、第1号議案をお諮りします。第1号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第2号議案をお諮りします。第2号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第3号議案をお諮りします。第3号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第4号議案をお諮りします。第4号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（池谷和正議員） 日程第3. 第5号議案、（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

(登壇)

○管理者（中野弘道） ただいま議案となっております第5号議案、（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の締結について、提案の理由を御説明申し上げます。

本議案は、（仮称）クリーンセンター整備・運営事業に係る建設工事について、令和8年12月末の完成を目指し、総合評価一般競争入札方式による入札を行った結果、契約額224億4,000万円をもって、タクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号、及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局次長（松田兼利） 議長、事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 次長。

○事務局次長（松田兼利） 私から、第5号議案、（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。

議案書追加は1ページ、それから、参考資料追加は1ページから7ページでございます。

参考資料の1ページを御覧ください。

本議案につきましては、事業方式をDBOとする（仮称）クリーンセンター整備・運営事業に係る事業者を選定するため、令和3年5月31日に総合評価一般競争入札方式により入札公告を行ったところ、株式会社タクマを代表企業とするグリーングループから入札参加の申請がございました。その提案内容につきまして、事業者選定委員会において審査を経て、落札者の決定に至りました。

次に、2ページを御覧ください。

事業完了までの流れにつきましては、決定した事業者とは、2月22日に基本及び建設工事請負並びに運營業務委託の仮契約を締結いたしました。全ての契約は建設工事請負契約の議決をもって効力を有するものとしておりますので、令和8年12月31日の工事完成と以降20年間の運営事業を行うにあたり、議決をお願いするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

施設の概要につきまして、特徴的な内容を御説明させていただきます。

施設としましては、管理棟、工場棟、資源ごみ処理施設、市民持込み棟、計量棟が配置されております。

次に、4ページを御覧ください。4ページでございます。

クリーンセンターの将来像を、本組合の設定したテーマに沿った視点で提案をされております。

上段は、施設完成後の経過につきまして、北西より施設を鳥瞰した立体的なイメージを表しております。

次に、中段は事業概要、下段はプラントシステムのフローを示しております。

次に、5ページを御覧ください。

テーマ1の安心・安全な施設につきまして、上段の施設利用者の安全性・利便性に配

慮したレイアウトの特徴として、市民持込み棟を設置することにより、一般持込み車両と回収事業者等のごみ運搬車両の動線を区別することで、安全に効率的に搬入する計画としております。

車両の動線につきまして、ごみ搬入車両は、西側搬入車両出入口、図面左下でございます。これより黒色の外周沿いのルートで、建物東側、図面右でございますが、東側の資源・ごみ処理施設やプラットホームにおいて荷下ろしがされます。

また、一般持込み車両は西側搬入車両出入口よりオレンジ色のルートで市民持込み棟において荷下ろしされますが、計量後に青色の資源ごみレーン、それから、赤色の燃やすごみレーンに誘導され、建物内の駐車場所において、最寄りの資源ごみ回収コンテナや燃やすごみ回収車等に投入することで、混載持込時もワンストップで安全かつ便利な荷下ろしができるものでございます。さらに、管理棟への一般来場車は、専用の出入口としまして目的別の動線としております。

次に、下段の最新技術を組み合わせた高性能ストーカ炉、この特徴といたしまして、先行型燃焼制御により、ごみ質の変動をレーザー式分析計で測定して、リアルタイムに演算制御することで、ボイラーの蒸発量が安定化されます。

また、ハイブリッドストーカによる未燃焼部分の低減、また、焼却主灰の含水量の管理等により、主灰発生量が9%削減されます。さらに、AI燃焼システムでは、AIを活用して自動制御することで、熟練運転員と同等の安定した運転が常に行われます。

次に、6ページを御覧ください。

テーマ2の環境負荷を低減する施設につきまして、上段の高効率排ガス処理システムの特徴として、排ガス再循環システム及び飛灰循環システムにより、窒素酸化物の発生量を低減するとともに、使用する薬剤量が14%低減されます。

次に、下段の国内トップクラスの高効率発電システムにより、要求水準書の補助基準に基づくエネルギー回収率19%を上回る23.8%とすることで、さらなるCO₂の排出量が削減されます。

次に、7ページを御覧ください。

テーマ3の地域と共生した施設につきまして、上段の周囲の環境と調和したデザインと緑化計画の特徴として、建物の配色をアースカラー、及び屋根の形状を山の稜線に合わせた勾配屋根にするとともに、敷地の植栽と合わせて、地域の豊かな自然、周囲の里山環境との調和を図る計画としております。

次に、下段の独自の環境学習の特徴としまして、多彩なコンテンツによる臨場感のある体験型見学等により環境意識を高めるとともに、理解を深めることで人と地球に優しい環境や持続可能な未来を支える環境人材の育成に貢献いたしますのでございます。

こうした特徴を持つ施設につきまして、契約成立後、要求水準書等や提案書の実現に向けて実施設計を進めてまいります。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池谷和正議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の第5号議案に対して、質疑のある議員は議長まで通告願います。

午前11時04分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の議案に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の議案に対して、討論のある議員は議長まで通告願います。

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の議案に対する討論に入るのですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、第5号議案の採決を行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第5号議案は可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和4年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時06分閉会

○議長（池谷和正議員） この際、中部看護専門学校 香川校長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

○中部看護専門学校長（香川二郎） 議長。

○議長（池谷和正議員） 香川校長。

（登壇）

○中部看護専門学校長（香川二郎） 組合議会には、いつも中部看護専門学校に御支援をいただき、誠にありがとうございます。

私は、当初からのお約束どおり、この3月で中部看護専門学校長を退任させていただくこととなりました。3年間、組合議会の皆さんには大変お世話になりました。この間、コロナウイルスパンデミックが継続していることもあり、多くの授業、実習や学校行事日程の縮小、変更を余儀なくされ、校長としての十分な責務を果たすことができませんでしたが、組合議会及び議員の皆さんの御支援・御協力のおかげで、大過なく役目を終えられそうです。ありがとうございました。

また、今後も引き続き、中部看護専門学校への御支援・御指導をいただけますようよろしくお願いいたします。

どうもお世話になりました。（拍手）

○議長（池谷和正議員） 香川校長におかれましては、中部看護専門学校のために御尽力・御貢献をいただき、本当に御苦労さまでした。どうかこれからもなお一層御多幸・御健勝でありますようお願いして、お礼の言葉とさせていただきます。

香川校長、お疲れさまでした。

午前11時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

池谷 和正

会議録署名議員

藪崎 幸裕

会議録署名議員

石田 江利子